

賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 57 号

賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

賠償責任を有する職員の指定に関する規則（昭和 39 年岩手県規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項後段の規定に基づき、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して次の各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたときに、当該損害を賠償しなければならない職員として、当該各号に定める職員を指定する。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項後段の規定に基づき、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して次の各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたときに、当該損害を賠償しなければならない職員として、当該各号に定める職員を指定する。
1 支出負担行為、支出命令又は支出 当該事務を代決する権限を有する職員	1 支出負担行為、支出命令又は支出 当該事務を <u>専決又は</u> 代決する権限を有する職員
2 [略]	2 [略]
3 契約の履行を確保するための監督又は検査 当該監督又は検査を命ぜられた <u>吏員又はこれに相当する職員</u>	3 契約の履行を確保するための監督又は検査 当該監督又は検査を命ぜられた <u>職員</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。